平成２５年（フ）第８１号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番３―306号、前住所大阪府泉南郡熊取町大宮２丁目９番18号―101、前々住所大阪府阪南市下出92番地の12
破産者　石田　大典
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地　公団志染団地７号棟105号
破産者　横地　礼子
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２５号
大分市高江南２丁目15番地の５
破産者　古賀　　學
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０号
北海道登別市新川町２丁目30番地14、前住所北海道登別市新生町１丁目10番地２　サンハイツかわなみ202号
破産者　遠藤　博道
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
北海道旭川市西神楽３線15号916番地の１
破産者　二上　賢範
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
札幌市清田区北野６条１丁目４番70―603号、破産手続開始決定時の住所釧路市昭和中央３丁目８番６号　ハイツ峯201
破産者　金田　勝俊
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１８４号
群馬県高崎市上中居町1472番地12
破産者　柴泉　　智
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４５号
群馬県高崎市吉井町矢田122番地１　武美ハイツ102
破産者　藤野　　守
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５７号
新潟県村上市飯野１丁目９番31号
破産者　佐藤　恭二
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１２号
新潟県阿賀野市宮下325番地
破産者　小嶋　広一
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３４号
山梨県富士吉田市下吉田5759番地、破産手続開始決定時の住所山梨県南都留郡富士河口湖町浅川614番地
破産者　外川　恭一
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
山梨県富士吉田市下吉田5759番地、破産手続開始決定時の住所山梨県南都留郡富士河口湖町浅川614番地
破産者　外川　公子
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
静岡県三島市長伏148番地の８　サカコンビル306、前住所静岡県三島市長伏148番地の11
破産者　五十嵐博一
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
静岡県富士市川成新町132番地　海瑠303号、前住所静岡県伊東市玖須美元和田722番地の538
破産者　淺田　光雄
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７７２号
京都市西京区下津林佃５番地188
破産者　西沢　光正
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３６号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町47番地
破産者　明石みゆき
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
京都市右京区梅津林口町31番地の21
破産者　竹井　庸祐
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
岡山県倉敷市阿知２丁目20番13号
破産者　諏訪　淳一
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係